

## 第32期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

### 事業報告

「2. 会社の現況（4）新株予約権等の状況」

「3. 業務の適正を確保するための体制  
及び当該体制の運用状況の概要」

連結株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

連結注記表

個別注記表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

S Bテクノロジー株式会社

上記の各事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、ウェブサイト  
(<https://www.softbanktech.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

## 事業報告

### 2. 会社の現況

#### (4) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2020年3月31日現在）

	2018年度 第1回新株予約権
発行決議日	2018年9月26日
新株予約権の 目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使価額	293,200円（1株あたり2,932円）
新株予約権の行使期間	2020年10月1日から 2024年9月30日まで
新株予約権の行使条件	(注) 2
役員の保有状況 (注) 1	保有者数 5名 保有数 360個 目的となる株式の数 36,000株

(注) 1. 社外取締役及び監査役は新株予約権等を保有していません。

#### 2. 新株予約権の行使条件（概要）

① 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位（以下、総称して「権利行使資格」という。）をいずれも喪失した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとする。

② 上記①の規定にかかわらず、新株予約権者が当社都合又は当社子会社都合の退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、新株予約権者による新株予約権の行使を書面により承認した場合は、新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった新株予約権を行使することができる。

③ 当初割当てを受けた新株予約権の付与株式数の合計が4,000株以上の新株予約権者が、以下のア乃至エに掲げる時期に行使可能な新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

ア 2020年10月1日から2021年9月30日までは、割り当てられた新株予約権の数の4分の1まで

イ 2021年10月1日から2022年9月30日までは、上記アに掲げる期間に行使した新株予約権とあわせて、割り当てられた新株予約権の数の4分の2まで

ウ 2022年10月1日から2023年9月30日までは、上記ア及びイに掲げる期間に行使した新株予約権とあわせて、割り当てられた新株予約権の数の4分の3まで

エ 2023年10月1日から2024年9月30日までは、上記ア、イ及びウに掲げる期間に行使した新株予約権とあわせて、割り当てられた新株予約権の数のすべて

④ 当初割当てを受けた新株予約権の付与株式数の合計が3,000株以上4,000株未満の新株予約権者が、以下のア乃至ウに掲げる時期に行使可能な新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

ア 2020年10月1日から2021年9月30日までは、割り当てられた新株予約権の数の3分の1まで

イ 2021年10月1日から2022年9月30日までは、上記アに掲げる期間に行使した新株予約権とあわせて、割り当てられた新株予約権の数の3分の2まで

ウ 2022年10月1日から2024年9月30日までは、上記ア及びイに掲げる期間に行使した新株予約権とあわせて、割り当てられた新株予約権の数のすべて

⑤ 当初割当てを受けた新株予約権の付与株式数の合計が2,000株以上3,000株未満の新株予約権者が、以下のア及びイに掲げる時期に行使可能な新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

ア 2020年10月1日から2021年9月30日までは、割り当てられた新株予約権の数の2分の1まで

イ 2021年10月1日から2024年9月30日までは、上記アに掲げる期間に行使した新

株予約権とあわせて、割り当てられた新株予約権の数のすべて

- ② 当期中に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況  
該当する事項はありません。
  
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当する事項はありません。

## 事業報告

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制整備についての基本方針を以下のとおり決議しております。この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制の体制を構築できるよう継続的な改善を図ってまいります。

#### (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「役職員コンプライアンス・コード」を基本指針として、取締役・従業員に対するコンプライアンス研修等を通じたコンプライアンス意識の高揚とコンプライアンス関連諸規程に基づく職務の執行を徹底しております。

また、「役職員コンプライアンス・コード」に基づき、反社会的勢力との一切の関わりを拒絶し、これらに対する毅然とした態度と適切な対処を図るため、各種の基本契約書への暴力団等の排除条項の盛り込み等社内的な整備に努めております。

当社は、「内部監査規程」その他社内諸規程に基づき、定期的なモニタリングを実施し、取締役及び従業員の職務の執行に係る法令及び定款の適合性を確保しております。

また、取締役会の諮問機関として社長を除く取締役をメンバーとする経営課題検討会議を設置し、中長期的な経営課題、経営執行の監督、コンプライアンスの確保とコーポレートガバナンス上の問題点等を審議しております。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録をはじめ、取締役会議事録、監査役会議事録、事業報告及び計算書類等について、法令、定款及び「文書保存管理規程」に基づき、所管部署によって管理しております。

また、取締役の業務執行に係る文書等についても、法令及び「文書保存管理規程」等に基づき、それぞれの所管部署によって保存、管理を行っており、取締役は、従業員に対して、その周知徹底を図っております。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、会社の持続的な発展や役職員等の安全確保を脅かす、外的及び内的なリスクを把握し、それに対応すべく次の対策を講じております。

- ・ リスクを適切に認識し、管理するための規程として「危機管理規程」及び「危機管理基本ガイドライン」を策定して管理責任者を任命し、リスクの種類に応じてリスク毎の主管部署を決め、会社のリスク管理体制を整備しております。
- ・ リスク管理に関する危機管理委員会を設置し、リスクに関する情報収集、分析、防止策等について継続して検討しております。
- ・ 重大なリスクが顕在化した場合には、緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講じます。

また、災害等の危機管理に関しては、安否確認システムの導入等により役職員等の安全確保を図っております。

さらに、情報セキュリティ活動を主導するため、情報セキュリティ対策会議を設置し、情報関連諸規程に基づく情報セキュリティ体制の整備や監査及び教育を実施しております。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」において取締役会の任務と運営を明確にするとともに、決議・報告すべき事項を明記しております。また、「権限規程」によって、職務権限と意思決定の適正化を図り、効率的な運営体制を確保しております。

また、経営環境の変化への機敏な対応と取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。あわせて、経営責任の明確化と意思決定・業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「SBTグループ憲章」を定め、当社グループに共通する行動規範としております。また、グループ会社の自主性を尊重しつつ、円滑な事業運営を図るため、「SBTグループ会社管理規程」を定め、主管部門を設置してグループ経営の一体性と効率化を図るとともに、以下の体制を整備しております。

- ・当社から主要な子会社に役員を派遣し、子会社の取締役会を通じて、子会社の事業状況及び財務の状況を把握しております。また、毎月当社の取締役会で事業内容の報告と重要案件に係る審議が行われております。
- ・「SBTグループコンプライアンス規程」を定め、グループ全体のコンプライアンスを推進するとともに、「フリー・アクセス・ライン」(ホットライン)の適用範囲をグループ会社まで広げ、当社グループにおけるコンプライアンス実効性の確保に努めております。
- ・当社グループ全体のリスク管理の整備・強化に向けて、「SBTグループリスク管理規程」を定めるとともに、必要に応じて子会社に対しても業務監査を実施し、リスクの監視に努めております。

(6) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現在、監査役の職務を補助する専属の従業員を配置しておりませんが、監査役からの求めがあるときは、内部監査室を始めとする各部門の従業員がその職務を補助します。監査役の職務を補助する従業員は、監査役から指示を受けたときはその指示を優先し、その指示に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。

(7) 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び従業員は、業務執行において法令、定款に違反する事実、及び会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、ただちに報告すること、また、取締役は上記報告義務について、その周知徹底を図ることとしております。

また、当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、すみやかに報告することとしております。

さらに、監査役は、内部監査室から監査結果の報告を受け、追加監査や改善策の必要性を認識したときは、その指示を行うことができます。当社及び子会社は、監査役へこれらの報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知しております。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、すみやかに当該費用又は債務を処理することとしております。

(9) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査室及び会計監査人から監査結果について報告を受けるとともに、監査の実施にあたっては、連携をとっております。

また、監査役と内部監査室は定期的に連絡会議を開催しており、情報共有やそれぞれの監査実施状況の報告、その他協同監査の実施等に関して緊密なコミュニケーションを図っております。

監査役会は、会計監査人を監督し、取締役からの会計監査人の独立性を確保するため、会計監査人の監査結果については独自に報告を受けております。

また、監査役は、取締役会に出席し、意見を述べるとともに、監査役会としての勧告や報告を行っております。

(10) 財務報告の適正性・信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を策定するとともに、内部統制委員会の設置・統括担当役員の任命等、内部統制を推進するための体制を整えております。

さらに、金融商品取引法等の関連法令への適切な対応を図るため、財務報告に係る情報処理システム等を整備し、財務報告の信頼性の向上に取り組んでおります。

## (業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

上記の基本方針に基づく当期における主な取組みは、以下のとおりです。

- (1) 「役職員コンプライアンス・コード」及びコンプライアンスマニュアル（行動規範）をイントラネットに掲載し、すべての役員及び従業員が閲覧可能な状態にして周知を図っております。また、コンプライアンス意識の向上及び定着を継続的に図るために、毎年コンプライアンス浸透月間を開催しており、当期においても全役員及び従業員を対象とした教育を実施しました。
- (2) 当社及びグループ会社の重要なリスクについては、取締役会及び重要な社内会議において担当役員から定期的及び適宜に報告が行われ、リスクへの対応策及びリスクの低減・未然防止に向けた取り組みについて議論されております。
- (3) 取締役会は、当期において計12回開催し、法令及び定款に定める事項並びに当社グループの経営方針及び経営戦略等の重要な業務執行に関する事項について審議、決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況やグループ会社の業績について報告を受けております。
- (4) 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づく監査を実施し、取締役会及び重要な社内会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧や業務及び財産の状況の調査並びに代表取締役、会計監査人及び内部監査室との定期的な会合を通じて、監査の実効性を確保しました。
- (5) 当社取締役等がグループ会社の取締役及び監査役に就任し、各社の業務執行の監督及び監査を行いました。また、グループ会社管理の担当部署を設置し、各社の業務執行状況について、随時又は定期的に報告を求めるとともに、当社各部門が各担当業務に応じて適宜各社の業務の指導及び監督を行いました。

連結株主資本等変動計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日 首残高	995	1,111	14,290	△1,568	14,829
当期変動額					
新株の発行	180	180	—	—	361
剰余金の配当	—	—	△597	—	△597
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	1,856	—	1,856
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	—	△23	—	—	△23
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	180	157	1,258	△0	1,596
2020年3月31日 期末残高	1,176	1,268	15,549	△1,568	16,425

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
2019年4月1日 首残高	△12	3	△8	160	876	15,857
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	361
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△597
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	1,856
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	△23
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△4	△1	△6	45	124	163
当期変動額合計	△4	△1	△6	45	124	1,759
2020年3月31日 期末残高	△17	2	△14	205	1,000	17,617

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 株主資本等変動計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
2019年4月1日 首残高	995	1,073	1,073	5	13,307	13,313	△1,568	13,814
当期変動額								
新株の発行	180	180	180	－	－	－	－	361
剰余金の配当	－	－	－	－	△597	△597	－	△597
当期純利益	－	－	－	－	1,327	1,327	－	1,327
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	180	180	180	－	729	729	△0	1,090
2020年3月31日 期末残高	1,176	1,254	1,254	5	14,037	14,043	△1,568	14,905

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2019年4月1日 首残高	△12	△12	157	13,959
当期変動額				
新株の発行	－	－	－	361
剰余金の配当	－	－	－	△597
当期純利益	－	－	－	1,327
自己株式の取得	－	－	－	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△4	△4	45	40
当期変動額合計	△4	△4	45	1,130
2020年3月31日 期末残高	△17	△17	202	15,090

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。



## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の状況
- ・ 連結子会社の数 10社
  - ・ 連結子会社の名称 主要な連結子会社の名称は、事業報告内の「1. 当社グループ（企業集団）の現況（6）重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりであります。
- ② 非連結子会社の状況
- 該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
- ・ 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 3社
  - ・ 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の名称  
日本RA(株)  
Renazon Technology (S) Pte. Ltd.  
リネオホールディングス(株)  
上記のうちリネオホールディングス(株)は、当連結会計年度において新たに株式を取得したため、持分法適用の関連会社を含めております。また前連結会計年度に持分法適用の関連会社でありましたジャパンインテグレーション(株)は、当連結会計年度において株式を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。
- ② 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の状況
- 該当事項はありません。
- ③ 持分法適用手続に関する特記事項
- 持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の仮決算に基づく計算書類を使用しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

- 連結子会社のうちCyber Secure Asia (S) Pte. Ltd.及びCybersecure Tech Inc.の決算日は12月31日であります。
- 連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
- その他連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- イ. その他有価証券
- ・ 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法  
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- ロ. たな卸資産
- ・ 商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - ・ 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産  
(リース資産を除く) 定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 8年～15年  
器具及び備品 4年～15年
  - ロ. 無形固定資産  
(リース資産を除く) 定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3～5年)、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間(12年)に基づいて償却しております。
  - ハ. リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額)とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金  
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ロ. 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
  - ハ. 受注損失引当金  
受注契約に係る将来損失に備えるため、当連結会計年度末における手持受注案件のうち、損失発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることが可能な案件の、損失見込額を計上しております。
  - ニ. 瑕疵補修引当金  
受注契約案件において将来の瑕疵担保責任に備えるため、個別に瑕疵補修費用の発生可能性を勘案し計算した見積り額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準
- ECサービスにおける収益の計上基準
- イ. ノートストアに代表される他社が保有するライセンスや継続サービスを受ける権利の販売  
販売の都度ライセンスキーが発行されるもの 出荷基準  
継続サービスの契約更新処理によるもの 更新処理日基準
  - ロ. フォントビジネスに代表される自社が保有するライセンスや継続サービスを受ける権利の販売  
ライセンス期間が定められたもの ライセンス開始日基準  
ライセンス期間の定めがないもの カスタマイズ作業が不要なものは出荷基準、必要なものは検収基準
- 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
- イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)
  - ロ. その他の工事  
工事完成基準
- ⑥ のれんの償却方法及び償却期間
- のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間(5～10年)にわたり均等償却しております。ただし、金額が僅少なものについては、発生時に一括で償却しております。
- ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記して表示しております。

なお、前連結会計年度の「投資事業組合運用損」は3百万円であります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,176百万円

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	22,340,600株	322,600株	—	22,663,200株

(注) 新株予約権の行使による増加277,800株及び譲渡制限付株式の付与による増加44,800株であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	2,501,279株	143株	—	2,501,422株

(注) 単元未満株式の買取請求による増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2019年6月17日開催の第31期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 株式の種類 普通株式
- ・ 配当金の総額 396百万円
- ・ 1株当たり配当金額 20円
- ・ 基準日 2019年3月31日
- ・ 効力発生日 2019年6月18日

ロ. 2019年10月29日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 株式の種類 普通株式
- ・ 配当金の総額 200百万円
- ・ 1株当たり配当金額 10円
- ・ 基準日 2019年9月30日
- ・ 効力発生日 2019年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
2020年6月26日開催予定の第32期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 株式の種類 普通株式
- ・ 配当金の総額 403百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当金額 20円
- ・ 基準日 2020年3月31日
- ・ 効力発生日 2020年6月29日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）  
の目的となる株式の種類及び数

普通株式 204,100株

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余裕資金については、安全性の高い短期的な預金等により運用しております。

また、短期的な運転資金需要や、業務又は資本提携等を目的とした株式等への投資が発生した場合には、必要な資金を主として銀行借入等によって調達しております。

デリバティブは主に為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。顧客信用リスクに関しては、社内の販売管理規程に従い請求書単位での入金期日管理及び残高管理を日常的に行うほか、主要な取引先の信用状況を毎期把握する体制としております。

投資有価証券は、業務又は資本提携等を目的とした株式、他の組合員との協業関係を促進するための組合出資であり、市場価格の変動リスクに晒されております。株式、組合出資については、時価や発行体の財務状況が定期的に取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。買掛金のうち、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、金額が特に大きいものについては、個別に先物為替予約を利用することで、リスクを回避しております。実行にあたっては社内承認手続きを経るとともに、信用リスクを軽減するため、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。なお、期末時点における取引残高はありません。

借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、株式等への投資や、設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、金融機関等から定期的に金利情報を入手し、マーケットの変動を把握しております。

営業債務や借入金、リース債務は、毎月資金繰計画を見直す等の方法により、決済、返済時における流動性リスクを回避しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる投資有価証券は、次表に含めておりません（(注) 2.参照）。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	9,826	9,826	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金（※）	12,714 △0		
受取手形及び売掛金（純額）	12,714	12,714	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	20	20	—
資産計	22,560	22,560	—
(4) 買掛金	8,258	8,258	—
(5) リース債務（流動）	88	88	—
(6) 未払金	1,163	1,163	—
(7) 未払法人税等	810	810	—
(8) リース債務（固定）	291	309	18
負債計	10,612	10,631	18

(※) 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらのうち、短期間に回収される債権については、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、回収に長期間を要する債権については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引計算を行った結果、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 買掛金、(5) リース債務（流動）、(6) 未払金、(7) 未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) リース債務（固定）

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によって見積もっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難であると認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等	675
組合出資金	87
合計	762

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 投資有価証券」に含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	9,826	—	—	—	—	—
受取手形及び売掛金	12,689	20	4	—	—	—
合計	22,515	20	4	—	—	—

(注) 4. リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	88	187	17	13	8	65
合計	88	187	17	13	8	65

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 813円94銭  
(2) 1株当たり当期純利益 92円56銭

## 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② たな卸資産

イ. 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ロ. 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

器具及び備品 4年～15年

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づいて償却しております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

##### ③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来損失に備えるため、当事業年度末における手持受注案件のうち、損失発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることが可能な案件の、損失見込額を計上しております。

##### ④ 瑕疵補修引当金

受注契約案件において将来の瑕疵担保責任に備えるため、個別に瑕疵補修費用の発生可能性を勘案し計算した見積り額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

ECサービスにおける収益の計上基準

販売の都度ライセンスキーが発行されるもの 出荷基準  
継続サービスの契約更新処理によるもの 更新処理日基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)
- ② その他の工事  
工事完成基準

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

**2. 表示方法の変更に関する注記**

(損益計算書)

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めていた「確定拠出年金返還金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記して表示しております。

なお、前事業年度の「確定拠出年金返還金」は3百万円であります。

**3. 貸借対照表に関する注記**

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,390百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

- ① 短期金銭債権 3,855百万円
- ② 短期金銭債務 1,406百万円
- ③ 長期金銭債務 131百万円

**4. 損益計算書に関する注記**

関係会社との取引高

- ① 売上高 9,693百万円
- ② 仕入高 936百万円
- ③ 販売費及び一般管理費 124百万円
- ④ 営業取引以外の取引高 2百万円

**5. 株主資本等変動計算書に関する注記**

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	2,501,279株	143株	—	2,501,422株

(注) 単元未満株式の買取請求による増加であります。



## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳（単位：百万円）

繰延税金資産		
未払事業税		38
未払事業所税		5
賞与引当金		209
受注損失引当金		64
未払社会保険料		29
未払家賃		55
投資有価証券評価損		154
減価償却超過額		122
資産除去債務		68
その他有価証券評価差額金		7
その他		24
繰延税金資産合計		<u>780</u>
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用		<u>△33</u>
繰延税金負債合計		<u>△33</u>
繰延税金資産の純額		<u>747</u>

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社

種類	会社等の名称	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係				
					役員の兼任等	事業上の関係			
親会社	ソフトバンク(株)	204,309	移動通信サービスの提供、携帯端末の販売、固定通信サービスの提供、インターネット接続サービスの提供	被所有 直接  53.3	なし	商品等の販売・業務受託、通信サービスの購入			
						取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
						商品の販売及びシステム開発・技術支援等	8,877	売 掛 金	3,721

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 業務受託等につきましては、役務提供に対する費用を勘案した上で、一般取引条件と同様に決定しております。
2. 商品等の販売及び通信サービスの購入につきましては、個別案件ごとに検討の上、交渉により一般取引条件と同様に決定しております。

## (2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係				
					役員の兼任等	事業上の関係			
子会社	フォント ワークス(株)	20	デジタルフォント(書体)の企画・開発・販売及びソフトウェアの開発、テクニカルサービス、OEM等の提供	所有 直接  100.0	兼任2名	資金の借入及び商品等の仕入・販売			
						取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
						借入金の返済	150	短 期 借 入 金	950
						利息の支払	1		

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 借入金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

## (3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係				
					役員の兼任等	事業上の関係			
親会社 の子会社	SBペイメントサービス(株)	6,075	決済サービス、カード・ポイントサービス、集金代行サービス、送金サービス、上記に付随するコンサルティングサービス	なし	なし	商品等の販売・業務受託			
						取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
						商品の販売及びシステム開発・技術支援等	879	売 掛 金	87
						エンドユーザーへの販売に関する決済代行業務の委託	— (注)2	売 掛 金	1,819

種類	会社等の名称	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係				
					役員の兼任等	事業上の関係			
親会社 の子会社	SB C&S(株)	500	IT関連製品の製造・流通・販売、IT関連サービスの提供	なし	なし	商品等の仕入・販売、業務受託			
						取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
						商品の販売及びシステム開発・技術支援等	3,224	売 掛 金	735
						商品等仕入	3,712	買 掛 金	1,707
						役務提供案件の資材等購入	795		

種類	会社等の名称	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係		
					役員の兼任等	事業上の関係	
親会社 の子会社	ヤフー(株) (注)3	199,250	イーコマース事業、会員サービス事業、インターネット上の広告事業等	なし	なし	商品等の販売・業務受託	
		取引の内容		取引金額 (百万円)	科目		期末残高 (百万円)
		商品の販売及びシステム開発・技術支援等		967	売	掛	金

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 業務受託等につきましては、役務提供に対する費用を勘案した上で、一般取引条件と同様に決定しております。
2. 商品等の販売及び仕入につきましては、個別案件ごとに検討の上、交渉により一般取引条件と同様に決定しております。

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。  
2. 売掛金に関する取引については、エンドユーザーに対する販売取引であり、同社に対するものではありませんので、取引金額は記載しておりません。  
3. 2019年10月1日付で、Zホールディングス(株) (旧ヤフー(株)) 傘下の子会社である紀尾井町分割準備(株)が「Yahoo! JAPAN事業」を吸収分割の方法で継承し、ヤフー(株)(非上場)に商号変更しております。したがって、取引金額は2019年10月1日から2020年3月31日までの金額を記載しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	阿多 親市	被所有 直接 0.4%	当社 代表取締役 社長	第三者割当 の方法による 株式発行 (注)1	30百万円 (12,500株)	—	—
役員	佐藤 光浩	被所有 直接 0.1%	当社 取締役	第三者割当 の方法による 株式発行 (注)1	13百万円 (5,600株)	—	—
				新株予約権 (ストックオ プション) の行使(注)2	4百万円 (6,400株)	—	—
役員	後藤 行正	被所有 直接 0.1%	当社 取締役	第三者割当 の方法による 株式発行 (注)1	10百万円 (4,400株)	—	—
				新株予約権 (ストックオ プション) の行使(注)2	4百万円 (6,400株)	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 2019年7月3日開催の取締役会の決議に基づき付与された譲渡制限付株式の当事業年度における新株発行を記載しております。なお、「取引金額」欄は、譲渡制限付株式の付与株式数に発行価額を乗じた金額を記載しております。  
2. 2013年5月20日開催の取締役会の決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、新株予約権の権利行使による付与株式数に1株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	738円44銭
(2) 1株当たり当期純利益	66円19銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。